

社会福祉法人結の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人結の会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 報酬等のうち賞与その他は支給せず、報酬のみ役職により支払金額を下記の通りとする。

- (1) 評議員 無報酬
- (2) 理事 無報酬
- (3) 監事 日額（一人当たり） 10,000円
監事監査等への出席時支払

(報酬支払方法)

第4条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

付 則

この規程は、平成29年9月14日より適用する。